

社会福祉法人太田福祉記念会 ケアハウス グリーンライフ小磯 重要事項説明書

〈令和8年4月1日現在〉

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 024（992）0288（午前8時30分～午後5時00分）
 ※ただし、土曜・日曜・祝祭日・年末年始（12月31日～1月3日）は除く。
担当者 生活相談員 鈴木 あゆみ

2. ケアハウス グリーンライフ小磯の概要

（1）名称・所在地等

種 類 ケアハウス（軽費老人ホーム）
名 称 社会福祉法人太田福祉記念会 ケアハウス グリーンライフ小磯
所在地 福島県郡山市湖南町舟津字小磯 5112 番地 1
併 設 太田小磯デイサービスセンター
 太田訪問介護事業所（小磯分室）
 湖南地域包括支援センター ※一般財団法人太田綜合病院
 太田熱海訪問看護ステーション※一般財団法人太田綜合病院
交 通 JR磐越西線 上戸駅 より車で 20 分
 会津バス 舟津公園前入口停留所 から徒歩 15 分

（2）事業の目的及び運営の方針

【事業の目的】

一人暮らしや夫婦のみの高齢者に対して、老人福祉法の理念に基づき、心身ともに充実した明るい生活を営むことが保てるよう援助することを目的とします。

【運営の方針】

- ①提供する施設サービスは、老人福祉法並びに関係する厚生労働省令等の内容に沿ったものとします。
- ②入居者の希望に配慮した住み良い住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、健康管理、疾病・災害等緊急時の対応等に万全を期すことを基本として運営します。

（3）ご利用できる方

- ①年齢は 60 歳以上の方。（ご夫婦の場合は、いずれかが 60 歳以上であればご利用可能です。）
- ②自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するのに不安が認められる方であって、ご家族による援助を受けることが困難な方。

- ③伝染性疾患及び精神的疾患等を有せず、共同生活の秩序を著しく乱すなどの行為がなく、当施設での共同生活に適応できる方。
- ④自力で日常生活を営むことができる者。（特別養護老人ホーム入所対象ほどの重度ではなく、ホームヘルプサービス等の在宅介護サービスまたは通所介護サービス等の利用によって日常の生活が可能である方を含みます。）
- ⑤生活費に充てることができる資産・所得・仕送り等があり、所定の利用料の支払いが可能な方。
- ⑥確実な保証能力を有する身元保証人がたてられる方。

（４）当施設の職員体制

（ ）内は男性再掲

職 名	資 格	常勤	非常勤	計	職務内容
所 長	介護福祉士 社会福祉主事	1		1	事業所の職員の管理、業務状況の把握及びその他の管理を行います。
生活相談員	介護福祉士 社会福祉主事	1		1	入居者及び家族等との相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整を行います。
介 護 員	介護福祉士	1		1	入居者処遇の企画等を行います。
栄 養 士	栄養士	1		1	食事の献立作成、栄養計算及び栄養指導を行います。
調 理 員	調理師 （１名は太田小磯デイサービスセンター調理員を兼務）	3		3	調理業務を行います。
施 設 員	乙種４類危険物取扱者	1（１）		1（１）	施設内外の清掃及び諸設備の維持管理等を行います。

（５）当施設の設備の概要

定員	30 名	地上４階、一部地下１階
居室	全室、ミニキッチン（電気調理器付）、エアコン、ナースコール、トイレ付	
	1 人部屋（29.16㎡）	2 階 8 室、3 階 10 室、4 階 10 室（トイレ付）
	2 人部屋（43.74㎡）	1 室（バス、トイレ付）
食堂	2 室	ゆったりとした空間でお召し上がりください。
浴室	2 室	男女浴室から、猪苗代湖が望めます。
ゲストルーム	2 室	ご家族等の皆様にご利用いただけます。（有料）

3. サービスの内容

①食 事

朝食 午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分

昼食 正午～午後 1 時 00 分

夕食 午後 6 時 00 分～午後 7 時 00 分

※栄養士の作成する献立により、栄養バランスに配慮した食事を提供します。

※食中毒防止の為、居室へのお持ち帰りをご遠慮いただいております。

②入 浴

午後 1 時 00 分～午後 8 時 00 分にご利用いただけます。

③生活相談

常勤の生活相談員に、日常生活に関すること等の相談ができます。

④健康管理

協力病院の一般財団法人太田総合病院附属太田熱海病院等を受診する際の送迎を行っています（無料）。また、年 1 回健康診断を行う機会を提供します。

⑤レクリエーション

新年会、敬老会、年忘れ会、交流会等の行事を行います。

⑥理美容

理美容サービス（有料）をご利用いただけます。

4. 利用料金

(1) 基本料金

階 層	所 得 区 分	利用料金 (月額)	利用料金内訳		
			事務費	生活費	管理費
1	1,500,000 円以下	96,337 円	10,000 円	46,337 円	40,000 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円以下	99,337 円	13,000 円	46,337 円	40,000 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円以下	102,337 円	16,000 円	46,337 円	40,000 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円以下	105,337 円	19,000 円	46,337 円	40,000 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円以下	108,337 円	22,000 円	46,337 円	40,000 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円以下	111,337 円	25,000 円	46,337 円	40,000 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円以下	116,513 円	30,000 円	46,337 円	40,000 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円以下	121,337 円	35,000 円	46,337 円	40,000 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円以下	126,337 円	40,000 円	46,337 円	40,000 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円以下	131,337 円	45,000 円	46,337 円	40,000 円
11	2,400,001 円～2,500,000 円以下	136,337 円	50,000 円	46,337 円	40,000 円
12	2,500,001 円～2,600,000 円以下	143,337 円	57,000 円	46,337 円	40,000 円
13	2,600,001 円～2,700,000 円以下	150,337 円	64,000 円	46,337 円	40,000 円
14	2,700,001 円～2,800,000 円以下	157,337 円	71,000 円	46,337 円	40,000 円
15	2,800,001 円～2,900,000 円以下	164,337 円	78,000 円	46,337 円	40,000 円
16	2,900,001 円～3,000,000 円以下	171,337 円	85,000 円	46,337 円	40,000 円
17	3,000,001 円以上	174,507 円	88,170 円	46,337 円	40,000 円

- 利用料金は、入居者の所得に応じて国が定めた金額と同額です。
- 所得区分は、前年の収入（社会通念上、収入として認定することが適当でないものを除きます。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の額をいいます。
- ご夫婦で利用される場合の所得区分は、次の計算式により算出した額がそれぞれ適用されます。

$$(\text{ご夫婦の収入を合算した額} - \text{ご夫婦の必要経費を合算した額}) \div 2$$
 ※この額が1階層に該当する場合は、事務費が30%減額されます。
- 月の途中で入居または退居した場合の利用料金は次のとおりです。
 - ①月の途中で入居した場合の生活費、管理費は、日割り計算によって精算します。
 なお、事務費は翌月からお支払いいただきます。
 - ②月の途中で退居した場合の事務費、管理費は全額を、生活費は日割り計算によって精算します。
- 前もって（前日まで）申請された食事の欠食については、1食あたり次の金額を当月分の生活費から減額してお支払いいただきます。
 朝食：200 円 昼食：350 円 夕食：450 円
- 国の定める基準の改正若しくは変更があった場合は、その基準等に基づき利用料を改定します。

(2) その他の料金

1. 各居室の電気・水道・灯油代は、使用量に応じてお支払いいただきます。また、入居者が契約した電話回線の加入料及び通話料についても自己負担とさせていただきます。
2. 介護保険サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス等）をご利用いただくことができます。この場合は自己負担となります。
3. その他、日常生活上必要となる物品はご購入いただくかご持参いただきますが、その費用は自己負担していただきます。詳しくは、生活相談員にご相談ください。

(3) お支払い方法

当月の料金を翌月 15 日までに請求をいたしますので、翌月末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、当施設は領収証を発行いたします。お支払い方法は、現金・銀行口座振込又は銀行口座引落のいずれかの方法をお選びいただけます。

①事務室での現金支払い。

②下記指定口座への振込。（振込手数料については振込者の負担となります。）

金融機関 郡山信用金庫 熱海支店 普通預金

口座番号 1 0 7 4 1 9 2

名 義 社会福祉法人太田福祉記念会

ケアハウス グリーンライフ小磯 所長 原 春美

③銀行口座引き落とし。

郡山信用金庫熱海支店の口座をお持ちの方に限り、毎月 20 日（金融機関が休日の場合は、翌営業日）に引き落とされます。

5. 協力病院及び最寄りの医療機関

<協力病院>

一般財団法人太田綜合病院附属太田熱海病院
郡山市熱海町熱海 5 丁目 240

<湖南町の医療機関>

鈴木医院（内科、呼吸器科他）
郡山市湖南町館字伊勢ノ前 1234
二瓶医院（内科、呼吸器科他）
郡山市湖南町三代字御代 1250
半澤医院（歯科、内科）
郡山市湖南町福良字町浦 10
石井歯科医院（歯科）
郡山市湖南町三代字御代 1217

6. 入退居の手続き

(1) 入居申込み手続き

入居希望者は、次の書類を事業者に提出してください。提出いただきますと、

面接調査を行い、入所の可否を決定し通知します。

①入居申込書。 ②収入申告書。 ③診断書。

(2) 入所手続き

入所決定後、次の書類を事業者に提出してください。

①契約書。 ②身元保証書。 ③収入額の認定に必要な書類。(前年分所得税の確定申告書の写し。確定申告書がない場合は、年金通知書の写しまたは給与所得の源泉徴収票、その他収入を証明できる書類。) ④必要経費の認定に要する書類。(租税、医療費、社会保険料等の領収書、その他必要経費を証明できる書類)。

(3) 入居した翌年から提出いただく書類

利用料認定に必要な次の書類を、入居した翌年から毎年事業者へ提出してください。

①収入額の認定に必要な書類。(前年分所得税の確定申告書の写し。確定申告書がない場合は、年金通知書の写しまたは給与所得の源泉徴収票、その他収入を証明できる書類。) ②必要経費の認定に要する書類。(租税、医療費、社会保険料等の領収書、その他必要経費を証明できる書類。)

(4) 退居申込み手続き

退居希望者は、次の書類を退居する 1 カ月前までに事業者へ提出してください。

①退居申請書

(5) 契約の終了

事業者は、入居者が次のいずれかに各号に該当したときは、この契約を終了することがあります。

- ①不正又は偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- ②入居者がサービス利用料金の支払いを 3 カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合。
- ③日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- ④身体的又は精神的疾患等により、施設での生活に著しい支障をきたす恐れがあると認められたとき。
- ⑤事業者の承認を得ないで施設の建物、付帯設備の造作、模様替えを行い、かつ原状に回復しない場合。
- ⑥共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑を掛け続けている場合。
- ⑦入居者が病院又は診療所に入院し、入院翌日から 3 カ月以内の退院が明らかに見込まれないとき。

2 この契約は入居者が退所（他の介護保険施設等への入所含）または死亡した場合、自動的に終了します。その場合の利用料については、居室の明け渡しを終了した日までの利用料をお支払いいただきます。

- ①入所者が死亡による退居となった場合、事業者はその所有物を保管し身元保証人へご連絡いたします。
- ②身元保証人は、前項の連絡を受けた時には、15 日以内にその所有物を引き取り、居室を明け渡してください。
- ③明け渡しの期日が過ぎても、残置された所有物がある場合は、身元保証人へ運送料着払いで送付いたします。

7. 利用に当たっての留意事項

(1) 居室の変更

次のいずれかに該当するときは、居室を変更していただく場合があります。

- ①2 人居室の入居者のうち、いずれか一方の退居により 1 人となったとき。
- ②入居者の身体機能の低下等、居室を変更することが必要と認められたとき。
- ③その他、事業者が必要と認めたとき。

(2) 面会

午前 8 時 30 分～午後 8 時 00 分を目安にお願いいたします。なお、玄関の自動ドアは午後 7 時 00 分～午前 7 時 00 分まで施錠されます。ご面会の方はお手数でも、備え付けのインターホンでご連絡ください。

(3) 外出・外泊

食事準備の都合上、前日までに外出又は外泊届をご提出ください。

(4) 飲酒

共同生活の秩序維持など自己管理できる方は自由となっております。

(5) 敷地内禁煙

敷地内終日禁煙となっております。禁煙にご協力ください。

(6) 所持品の持ち込みについて

- ①生活のために必要な生活用品（寝具、テレビ、テーブル、洗濯機、冷蔵庫など）は、入居者が準備してください。なお、持ち込む場所は、原則として自室内に限るものとします。
- ②電話を設置する場合は、すべて入居者の責任で管理してください。
- ③可燃物、刃物、劇薬指定物等、利用者の共同生活の場として不適切なものについては一切の持ち込みをお断りいたします。

(7) 施設設備の使用上の注意

- ①居室及び共用設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご家族を含め利用者の自己負担により原状に戻していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③冬期間（12 月～3 月）は、居室給水管の凍結を防止するため、ヒーターを作動しますので、電源を切らないようにしてください。ご家族又は利用者が電源を切ったことにより、設備に異常が発生した場合は、修理代の実費をお支払いいただきます。

(8) その他

- ①当施設の職員や他の入居者等に対し、宗教活動、営利活動等、迷惑を及ぼすような行動は禁止します。
- ②事業者は、利用者に対する施設サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、居室内に立ち入り必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮を行ないます。
- ③当施設は利用料等の支払い代行のため、金銭はお預かりいたしません。

8. 虐待の防止

虐待防止のための指針を整備し、虐待防止対策を定期的に検討します。また、担当者を置き、前述の検討結果を含め研修等を通じて職員に周知徹底を図ることで、利用者の人権を擁護します。

なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

9. 緊急時の対応方法

入居者の体調に変化等があった場合は、速やかに主治医等の診断を受けるとともに、家族等に速やかに連絡いたします。

10. 事故発生時の対応方法

万が一利用者に事故等が発生した場合は、当施設として必要な措置を講ずる他、ご家族等に速やかに連絡いたします。

11. 身元保証人

入居者は、この契約締結時に原則として身元保証人を立てていただきます。身元保証人は、入居者に債務不履行があった場合、この契約から生じる一切の金銭債務について連帯して履行の責めを負うとともに、必要なときは入居者の身柄を引き取る責任を負うものとします。なお、身元保証人の住所または氏名を変更したとき及び身元保証人を変更する時は、その旨を速やかに事業者に届け出てください。

12. 損害賠償

施設サービスの提供に伴い、当施設の責に帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して速やかにその損害を賠償します。

13. 非常災害対策

災害時の対応 …… 直ちに消防署等関係機関に連絡し、避難誘導等安全対策を実施します。

防災設備 …… パッケージ型自動消火設備（スプリンクラー設備と同等以上の消火設備です。）、防火扉、消火器。

防災訓練 …………… 消防計画に基づき年 5 回以上実施しています。

防火管理者 …………… 所長 原 春美

14. サービス内容に関する苦情

(1) 苦情受付担当

苦情解決責任者 所長 原 春美

苦情受付担当者 生活相談員 鈴木 あゆみ

(受付時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分)

※みんなの声(苦情箱)を食堂前に設置しています。

(2) 苦情解決第三者委員

伊藤 清郷 電話 024 (922) 2215

齋藤 きく 電話 024-984-4262

※直接当施設に申し出できない場合は、当法人苦情解決第三者委員へ
お申出ください。

(3) その他

上記以外に、市町村等の苦情・相談窓口等でも受け付けております。

郡山市保健福祉部健康長寿課 電話 024 (924) 2401

福島県運営適正化委員会事務局 電話 024 (523) 2943

15. その他運営に関する重要事項

(1) 職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、各種資格取得を推奨しております。

(2) 利用者のニーズに適切に応えるため、サービスの自己評価を実施しています。

(3) 本書のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人太田福祉記念会の理事会
で定めます。

16. 当法人の概要

〈法 人 名 称〉 社会福祉法人 太田福祉記念会

〈代 表 者 名〉 理事長 太田 三知子

〈法 人 所 在 地〉 福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢 1 1 番地 1

〈電 話 番 号〉 024 (994) 0888

〈ホームページ〉 <http://www.ohata-fukushi.or.jp>

〈E メ ー ル〉 jimukyoku@ohata-fukushi.or.jp

〈施設・事業所〉

- | | | |
|-----|---------------------|-----|
| (1) | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | 2カ所 |
| (2) | 短期入所生活介護事業所 | 2カ所 |
| (3) | 居宅介護支援事業所 | 1カ所 |
| (4) | 訪問介護事業所 | 1カ所 |
| (5) | 通所介護事業所 | 3カ所 |
| (6) | ケアハウス | 1カ所 |

令和 年 月 日

ケアハウスグリーンライフ小磯の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基
づいて重要な事項を説明いたしました。

〈 事業者 〉 所在地 福島県郡山市湖南町舟津字小磯 5112 番地 1
 名 称 社会福祉法人 太田福祉記念会
 ケアハウス グリーンライフ小磯
 代表者 所長 原 春 美 印

〈 説明者 〉 職氏名 生活相談員 鈴木 あゆみ 印

私は契約書及び本書面により、事業者からケアハウス グリーンライフ小磯について、重要事項の説明を受けました。

〈 利用申込者 〉 住 所

氏 名 _____ 印 _____

電話番号

〈 家族・代理人 〉 住 所

氏 名 _____ 印 _____

電話番号